

# 山口県社会福祉会館 防火管理規程

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めのあるものを除くほか、山口県社会福祉会館（以下「会館」という。）における防災管理について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、会館内に事務所を有する団体に勤務するすべての職員に適用する。

## 第2章 防 火 管 理

(管理権原者)

第3条 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に定める会館の管理権原者は館長とする。

2 管理権原者は、次に掲げる権限を有し、会館の防火管理について統括責任を負うものとする。

- (1) 会館の防火管理について、必要な消防計画（以下「消防計画」という。）の作成又は変更を防火管理者に指示すること
- (2) 防火管理者、火元責任者及び湯沸場火元責任者に対して、防火管理について必要な指示若しくは命令をし、又は報告を求めること
- (3) 防火管理上必要がある場合に会館内の事務所（以下「事務所」という。）に立ち入り、消火設備、警報設備、避難設備並びに火災の発生の原因となる恐れのある設備及び器具について点検又は検査すること
- (4) 会館内における火気の使用について制限し、又は禁止すること
- (5) 防災教育並びに通報、避難及び誘導の訓練（以下「消防訓練」という。）を実施すること
- (6) 会館における避難又は防災上必要な施設及び設備の維持管理その他防火管理上必要な業務を統括すること

(消防計画等の協議)

第4条 管理権原者は、会館における防火管理を各事務所の管理権限を有する者（以下「事務所の管理者」という。）と共同して、かつ、円滑に行うため、次に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ事務所の管理者と協議しなければならない。

- (1) 消防計画を作成し、又は変更すること
  - (2) 防火管理の責任区分に関すること
  - (3) 防災教育及び消防訓練の実施に関すること
  - (4) 自衛消防団員の選任に関すること
  - (5) その他会館における防火管理業務を共同して、かつ、円滑に行うために必要なこと
- 2 前項の協議は、防火管理者を交えて行わなければならない。

## (防火管理者)

第5条 管理権原者の下において消防法第8条第1項に規定する業務を行わせるため、会館に防火管理者を置く。

2 防火管理者は、管理権原者の業務を補佐し、次に掲げる業務について企画立案し、管理権原者の指示を受けて実施しなければならない。

- (1) 消防計画の作成又は変更、運用等に関すること
- (2) 防災教育及び消防訓練を実施すること
- (3) 避難又は防災上必要な施設及び設備の検査及び点検に関すること
- (4) その他管理権原者が指示すること

3 防火管理者は、会館の防火管理上必要があるときは、事務所に立ち入り、消火設備、警報設備、避難設備並びに火災の発生の原因となる設備及び器具について点検し、又は検査することができる。

## (事務所の管理者の防火管理責任)

第6条 事務所の管理者は、当該事務所の防火管理について責任を負う。

## (火元責任者)

第7条 事務所の管理者は、当該事務所の防火管理業務及び管理権原者の業務を補助させるために火元責任者を置かなければならない。

2 事務所の管理者は、前項の規定により火元責任者を任命したときは、直ちにこれを管理権原者に通知しなければならない。

3 火元責任者は、当該事務所の管理者及び管理権原者の業務を補助して、当該事務所の火気、電気使用器具、危険物等に係る点検又は検査を行うとともに、当該事務所の日常の防災管理業務を行うものとする。

## (湯沸場火元責任者)

第8条 湯沸場の日常の防火管理の業務を行うため、湯沸場火元責任者を置く。

2 湯沸場火元責任者は、新館・旧館それぞれの階ごとに管理権原者が選任する。

## (職員の防火管理義務)

第9条 各事務所の職員は、次に掲げる義務を負う。

- (1) 会館の建物又は敷地（以下「構内」という。）内においては、指定された場所以外での喫煙をしないこと
- (2) 火気使用器具は、指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外の目的には使用しないこと
- (3) 会館に設備された採暖器具以外の採暖器具を使用する場合は、あらかじめ当該事務所の火元責任者を經由して管理権原者の承認を受けるとともに、当該採暖器具を可燃物に接近して使用しないこと等、防火上安全な措置をとること
- (4) 火災等の災害が発生する恐れのある行為をしないこと
- (5) 通路、出入口及び避難口付近には避難上障害となる物品等を置かないこと
- (6) 防火扉の付近には閉鎖の障害及び延焼の媒介となる物品を置かないこと
- (7) 湯沸場の湯沸器具等を使用したときは、使用后ガスの元栓を閉めること
- (8) 構内において防火管理上危険であると認められるものを発見したときは、速やかにその状況を防火管理者又は火元責任者に通報すること
- (9) 構内において火災を発見したときは、直ちに管理権原者に通報するとともに、他

の職員と協力して初期消火に努めること

- (10) 構内において火災が発生したときは、消火に積極的に協力すること
- (11) 積極的に防火に関する教育を受けるとともに、消防訓練に参加するよう努めること

(休館日等の防火管理)

第10条 次に掲げる時間における防火管理業務については、別に定めるところにより、これを第三者に委託する。

- (1) 平日の午後5時15分から翌日の午前8時30分まで
  - (2) 休館日の午前8時30分から翌日の8時30分まで
- 2 前項の規定により委託する業務及び業務の実施要領については、別に定める。

(消防用の設備等の自主点検及び検査)

第11条 防火管理者は、6か月毎に1回、消防用設備の点検及び建物の検査を実施しなければならない。

- 2 火元責任者及び湯沸場火元責任者は、毎月1回、火気使用器具の検査を実施しなければならない。
- 3 防火管理者、火元責任者及び湯沸場火元責任者は、前2項の点検又は検査を実施したときは、その結果を管理権原者に報告しなければならない。

### 第3章 自衛消防団

(自衛消防団の設置)

第12条 会館の火災その他災害発生時における被害を最小限に止めるため、自衛消防団(以下「消防団」という。)を置く。

- 2 消防団の本部は、社会福祉法人山口県社会福祉事業団事務局に置く。
- 3 消防団に次に掲げる団員を置き、消防団長は管理権原者をもって充て、その他の団員は事務所の職員の中から理事長がこれを任命する。
  - (1) 消防団長 1名
  - (2) 副団長 若干名
  - (3) 班長 4名
  - (4) 副班長 4名
  - (5) 班員

(消防団員の任務)

第13条 消防団長は、消防団を統括する。

- 2 副団長は、消防団長を補佐し、消防団長が不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 前項の規定により消防団長の職務を代行する副団長の順序は、消防団長があらかじめ定めた順序とする。
- 4 班長は、消防団長の命により班員を指揮し、その任務を遂行する。
- 5 副班長は、班長を補佐し、班長不在の場合はその職務を代行する。
- 6 班員は、班長の指揮に従い、担当任務に従事する。

(班の編制)

第14条 消防団は、次に掲げる班をもって編制する。

- (1) 本部 班
- (2) 消 火 班
- (3) 避難誘導班
- (4) 搬出救護班

(班の任務)

第15条 班の任務は、次に掲げるとおりとする。

班	任 務
本 部 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部を設置すること</li> <li>2 消防署に通報すること</li> <li>3 関係機関に連絡すること</li> <li>4 適切な館内放送等を行い、館内の混乱を防止すること</li> <li>5 消防団長の指揮命令を各班長に伝達すること</li> <li>6 電気、機械及び危険物を安全措置すること</li> <li>7 非常電源を確保すること</li> <li>8 本部と各班との連絡にあたること</li> <li>9 エレベーターの作動電源を切断すること</li> <li>10 その他団長の指揮命令に従うこと</li> </ol>
消 火 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器及び屋内消火栓を活用して消火に努めること</li> <li>2 その他団長の指揮命令に従うこと</li> </ol>
避 難 誘 導 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常口を開放すること</li> <li>2 会館の使用者、事務所の職員等の避難誘導をすること</li> <li>3 その他団長の指揮命令に従うこと</li> </ol>
搬 出 救 護 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災発生場所付近の物品を搬出すること</li> <li>2 搬出した物品を管理すること</li> <li>3 負傷者を救護すること</li> <li>4 その他団長の指揮命令に従うこと</li> </ol>

(休館日等の消防活動)

第16条 管理権原者は、第10条第1項の規定により防災管理業務の委託を受けた者から火災の発見の連絡を受けたときは、あらかじめ定められた緊急連絡網により事務所の職員に連絡しなければならない。

- 2 前項の規定により連絡を受けた事務所の職員は、直ちに会館に急行して消防団長の指揮に従い消火、物品の搬出等に努めなければならない。

## 第4章 震 災 対 策

(震災の予防措置)

第17条 防火管理者及び火元責任者は、第5条第2項第3号又は第7条第3項の規定による検査及び点検に併せて、地震による災害を未然に防止するために会館内の物件の転倒、倒壊及び落下の防止措置を講じなければならない。

## (地震時の活動)

第18条 地震が発生したときは、事務所の職員は、使用中の火気使用設備・器具の使用を直ちに停止し、別に定める場所に避難しなければならない。

2 地震が発生したときは、第14条に規定する消防団の各班は、第15条に規定する任務が遂行できるようその体制を整えるとともに、本部班、避難誘導班及び搬出救護班は、直ちに次に掲げる事項について措置しなければならない。

班	任 務
本 部 班	1 本部を設置すること 2 エレベーターの作動電源を切断すること 3 消防団長の指揮命令を各班長に伝達すること
避 難 誘 導 班	1 非常口を開放すること 2 会館の使用者、事務所の職員等の避難誘導をすること 3 その他団長の指揮命令に従うこと
搬 出 救 護 班	1 非常持ち出し物品を搬出すること 2 搬出した物品を管理すること 3 負傷者を救護すること 4 その他団長の指揮命令に従うこと

## (地震後の措置)

第19条 管理権原者及び事務所の管理者は、地震後、施設・設備及び器具の検査、点検並びに応急措置を行うとともに、これらについて安全性を確認した後でなければ、使用を再開させてはならない。

## 第5章 防災教育及び消防訓練

## (防災教育)

第20条 管理権原者は、事務所の職員に対して毎年1回、次に掲げる防災教育をしなければならない。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項の徹底
- (3) 職員の防火管理に関する任務及び責任の確認
- (4) 消火栓及び消火器の使用方法
- (5) 避難誘導要領
- (6) 緊急連絡事項
- (7) その他防災及び消火に必要な事項

## (消防訓練)

第21条 管理権原者は、事務所の職員に対して火災発生時における諸活動の習熟を図るため、毎年2回、消防訓練を実施しなければならない。

## 第6章 雑 則

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長

が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 1 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 12 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。